● 電子化手数料のご案内 ●
書面で提出した出願手続には電子化手数料の納付が必要です

特許庁では、手続の効率的な処理を促進するため、すべての手続を電子化することを進めております。そのため、ユーザーの皆様が各種手続を書面（紙）で提出された場合は、電子化するための手数料（電子化手数料）の納付が義務づけられています。

1．電子化手数料とは

特許庁への出願等手続は、パソコンを利用して行う電子出願と、書面（紙）による手続の二通りの方法がありますが、電子出願で可能な手続を書面で行う場合には、その書面に記載されている事項を特許庁長官が認定した登録情報処理機関において電子化することとしており、この電子化のために必要な費用（実費）として納付していただく手数料です。

<根拠条文：工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（特例法）第７条、第 40 条>

☞ 電子化手数料の納付を必要とする手続については、特許庁サイトをご参照ください。
『書面で手続する場合の電子化手数料について』
https://www.jpo.go.jp/system/process/shutugan/paper/denshika.html

☞ 登録情報処理機関は、現在のところ「一般財団法人工業所有権電子情報化センター」の１機関が登録されています。
一般財団法人工業所有権電子情報化センター（略称：PAPC）
https://www.papc.or.jp/

2．電子化手数料の額

手続1件につき 2,400円に 書面1枚につき 800円を加えた額 です。

また、複数の手続を一度に書面で提出した場合は、各手続、それぞれ１件ごとに電子化手数料を算出することとなります。

（例）商標登録願（１枚）を書面で提出したときの電子化手数料は、
2,400 円＋(1 枚 ×800 円)＝3,200 円 となります。

※手数料額の算定に当たっては、電子化手数料を徴収する対象の手続件数及び書面枚数に対し、電子化に要する人件費、物件費等の業務経費のうち手続者負担に相当する経費分を賠うことができるよう設定しています。

3．電子化手数料の納付の流れ

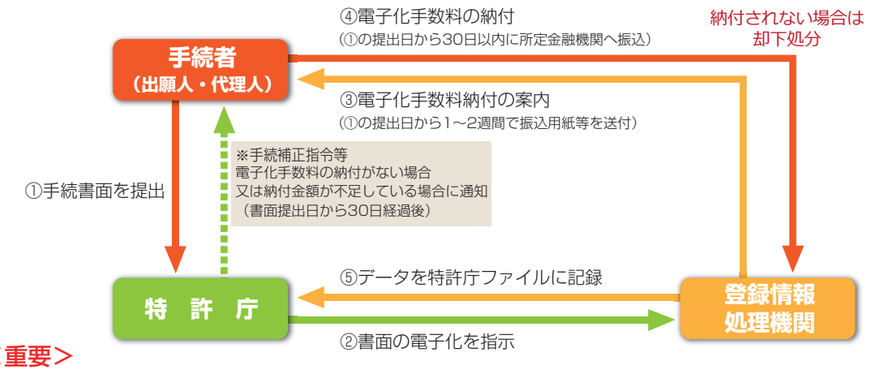

＜重要＞

電子化手数料の納付が無い場合、又は納付した金額が不足している場合は、特許庁から手続補正指令の通知があります。その通知に応答しない（電子化手数料が納付されない）場合は、手続がなかったものとして処分（出願等の手続が却下）されますのでご注意ください。

● 電子出願について ●

電子出願は専用ソフトを使用して自宅や会社のパソコンから特許などの手続を行う電子申請です。利用するためには、電子証明書の購入・インターネット出願ソフトをダウンロードするなど事前準備が必要です。

☞ 詳細は、『電子出願ソフトサポートサイト』をご参照ください。
http://www.pcinfo.jpo.go.jp

【電子化手数料についての問合せ先】
特許庁出願課電子記録基準管理班　TEL03-3581-1101（内2762）

※本冊子は、グリーン購入法に基づく判断基準を満たしており、「Aランク」のみを用いて作成しているため、「紙へリサイクル可」

産業財産権関係料金一覧

（令和7年４月１日現在）　特　許　庁

主要な手続に必要な料金

出願料（通常）㊟
特　許　14,000円
実用新案　以下の合計額を同時納付
出願料　14,000円
１～３年登録料（2,100 円＋請求項の数 ×100 円）×3
意　匠　16,000円
商　標　3,400円＋区分数×8,600円

出願審査請求手数料（通常）㊟
特　許　138,000円＋請求項の数×4,000円

特許料・登録料
特　許
１～３年　毎年　4,300円＋請求項の数 ×　300円
４～６年　毎年 10,300円＋請求項の数 ×　800円
７～９年　毎年 24,800円＋請求項の数 ×1,900円
10 年～　毎年 59,400円＋請求項の数 ×4,600円
実用新案
４～６年　毎年　6,100円＋請求項の数 ×　300円
７年～　毎年 18,100円＋請求項の数 ×　900円
意　匠　１～３年　毎年　8,500円
４年～　毎年 16,900円
商　標　全額納付　区分数 ×32,900円
分割納付　区分数 ×17,200円

特許・商標登録異議申立手数料
特　許　16,500円＋請求項数 ×2,400円
商　標　3,000円＋区分数 ×8,000円

更新登録申請登録料 ㊟
商　標　全額納付　区分数 ×43,600円
分割納付　区分数 ×22,800円

電子化手数料
2,400円＋枚数 ×800円
オンラインで可能な手続を書面で行う場合（一部を除く）には、電子化手数料が必要です。対象手続きについては、本ページ内、㊟ を付しています。詳細は最終面をご覧下さい。

減免制度
一定の要件を満たす出願人は、所定の料金が減免されます。
中面記載の二次元コードより、詳細をご覧ください。

令和7年４月1日現在の主要料金です。

その他の手続に必要な料金は、次頁以降又は特許庁ホームページの産業財産権関係料金一覧（https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/hyou.html）でお確かめください。

【お問い合わせ先】　特許庁総務部総務課調整班　Tel：03-3581-1101　内線 2105

産業財産権関係料金一覧表

（令和7年4月1日現在）詳細はHP※1または右の二次元コードよりご確認ください。

※1 https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/hyou.html

【出願料】

1. 特　　許

特許出願	14,000円
特許法第36条の2第2項の外国語書面出願	22,000円
特許法第38条の3第3項の規定による手続	14,000円
特許法第184条の5第1項の規定による手続	14,000円
特許法第184条の20第1項の規定による申出	14,000円
特許権の存続期間の延長登録出願	74,000円

2. 実用新案

実用新案登録出願	14,000円
実用新案法第48条の5第1項の規定による手続	14,000円
実用新案法第48条の16第1項の規定による申出	14,000円

3. 意　　匠

意匠登録出願 ※複数意匠一括出願の場合は、一意匠につき 16,000円	16,000円
秘密意匠の請求 ※複数意匠一括出願の場合は、一意匠につき 5,100円	5,100円

4. 商　　標

商標登録出願	3,400円に１区分につき8,600円を加えた額
防護標章登録出願又は防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録出願	6,800円に１区分につき17,200円を加えた額

【審査請求料等】

1. 特　　許

通常の出願審査請求料	138,000円に１請求項につき 4,000円を加えた額
（特許庁が国際調査報告を作成した国際特許出願）	83,000円に１請求項につき 2,400円を加えた額
（特許庁以外が国際調査報告を作成した国際特許出願）	124,000円に１請求項につき 3,600円を加えた額
（特定登録調査機関が交付した調査報告書を提示した場合）	110,000円に１請求項につき 3,200円を加えた額
誤訳訂正書による明細書、特許請求の範囲又は図面の補正	19,000円

【実用新案技術評価請求料等】

実用新案

実用新案技術評価請求	42,000 円に１請求項につき	1,000円を加えた額
（特許庁が国際調査報告を作成した国際実用新案登録出願）	8,400 円に１請求項につき	200円を加えた額
（特許庁以外が国際調査報告を作成した国際実用新案登録出願）	33,600 円に１請求項につき	800円を加えた額
明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正		1,400円

【回復手数料】

1. 特　　許	212,100円
2. 実用新案	21,800円
3. 意　　匠	24,500円
4. 商　　標	86,400円

【審判請求料】

1. 特　　許

審判（再審）請求	49,500円に１請求項につき 5,500円を加えた額
明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正請求	49,500円に１請求項につき 5,500円を加えた額
特許権の存続期間の延長登録に係る審判又はその審判に係る再審請求	55,000円

2. 実用新案

審判（再審）請求	49,500円に１請求項につき 5,500円を加えた額

3. 意　　匠

審判（再審）請求	55,000円

4. 商　　標

審判（再審）請求	15,000円に１区分につき40,000円を加えた額

【特許・商標登録異議の申立て】

特許異議の申立て	16,500円に１請求項につき 2,400円を加えた額
特許異議の申立ての審理への参加申請	3,300円
商標（防護標章）登録異議の申立て	3,000円に１区分につき 8,000円を加えた額
商標（防護標章）登録異議申立ての審理への参加申請	3,300円

【特・実・意・商共通】

判定請求	40,000円
審判又は再審への当事者の参加申請	55,000円
審判又は再審への補助参加申請	16,500円

【特・実・意共通】

裁定請求	55,000円
裁定取消請求	27,500円

【その他の手数料】

（１）特許法等関係手数料

期間の延長、期日の変更	2,100円
期間経過後の期間の延長	4,200円
期間経過後の期間の延長 （特許法第 50 条の規定により指定された期間に係るもの）	51,000円
期間経過後の期間の延長 （意匠法第 19 条において準用する特許法第 50 条の規定により指定された期間に係るもの）	7,200円
登録証の再交付請求	4,600円
承継の届出（名義変更）	4,200円

【特許料・登録料】

1. 特許　※2

（1）平成 16 年４月１日以降に審査請求をした出願

第１年から第３年まで	毎年	4,300円に１請求項につき	300円を加えた額
第４年から第６年まで	毎年	10,300円に１請求項につき	800円を加えた額
第７年から第９年まで	毎年	24,800円に１請求項につき	1,900円を加えた額
第 10 年から第 25 年まで	毎年	59,400円に１請求項につき	4,600円を加えた額

（2）平成 16 年３月 31 日までに審査請求をした出願

第１年から第３年まで	毎年	10,300円に１請求項につき	900円を加えた額
第４年から第６年まで	毎年	16,100円に１請求項につき	1,300円を加えた額
第７年から第９年まで	毎年	32,200円に１請求項につき	2,500円を加えた額
第 10 年から第 25 年まで	毎年	64,400円に１請求項につき	5,000円を加えた額

2. 実用新案登録料　※2

第１年から第３年まで	毎年	2,100円に１請求項につき	100円を加えた額
第４年から第６年まで	毎年	6,100円に１請求項につき	300円を加えた額
第７年から第 10 年まで	毎年	18,100円に１請求項につき	900円を加えた額

3. 意匠登録料　※2

第１年から第３年まで	毎年　8,500円
第４年から第 25 年まで	毎年 16,900円

※第 16 年から第 20 年については、平成 19 年４月１日以降の出願のみ対象となります。
※第 21 年から第 25 年については、令和２年４月１日以降の出願のみ対象となります。

4. 商標登録料

商標登録料	区分数×	32,900円
分納額（前期・後期支払分）※令和４年度以降に前期分を支払う場合	区分数×	17,200円
更新登録申請	区分数×	43,600円
分納額（前期・後期支払分）※令和４年度以降に前期分を支払う場合	区分数×	22,800円
商標権の分割申請		30,000円
防護標章登録料	区分数×	32,900円
防護標章更新登録料	区分数×	37,500円

※２　設定登録後の特許料（第４年分以降）、実用新案登録料（第４年分以降）及び意匠登録料（第２年分以降）は、設定登録の日を基準に各年分の前年以前に納付する必要があります。出願日が基準ではありませんので、ご留意ください。

手数料等の減免制度

一定の条件を満たせば、以下の料金が減免・支援されます。
制度の詳細は、右の二次元コードよりご確認ください。

特許	：審査請求料、特許料（第10年分まで）
実用新案	：技術評価請求料、登録料（第3年分まで）
地域団体商標	：出願手数料、設定登録料、更新登録料
PCT	：送付手数料、調査手数料、国際出願手数料、予備審査手数料、取扱手数料

（特許・実用新案・PCT）※3　（地域団体商標）※4

※3 https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/genmensochi.html
※4 https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/chidan/tetsuzuki.html#anc08

証明の請求	書面による請求	1,400円
	オンラインによる請求	1,100円
書類の閲覧請求		1,500円
紙原簿の閲覧請求		300円
ファイル記録事項の閲覧請求	書面による請求	900円
	オンラインによる請求	600円
登録事項の閲覧請求（磁気原簿）	書面による請求	800円
	オンラインによる請求	600円
書類謄本の交付請求		1,400円
紙原簿謄本の交付請求		350円
ファイル記録事項記載書類の交付請求	書面による請求	1,300円
	オンラインによる請求	1,000円
登録事項記載書類の交付請求（磁気原簿）	書面による請求	1,100円
	オンラインによる請求	800円
磁気ディスクへの記録（電子化手数料）	（裏面を参照してください）	

（２）弁理士試験受験手数料

弁理士試験受験手数料	12,000円

（３）PCTに基づく国際出願関係手数料（国際調査等を日本国特許庁が行う場合）※5

調査手数料（日本語によるＰＣＴ国際出願）	143,000円
調査手数料（外国語によるＰＣＴ国際出願）	169,000円
送付手数料	17,000円
国際調査の追加手数料（１発明毎）（日本語）	105,000円
国際調査の追加手数料（１発明毎）（外国語）	168,000円
予備審査手数料（日本語によるＰＣＴ国際出願）	34,000円
予備審査手数料（外国語によるＰＣＴ国際出願）	69,000円
予備審査の追加手数料（１発明毎）（日本語）	28,000円
予備審査の追加手数料（１発明毎）（外国語）	45,000円

（４）意匠の国際登録出願関係手数料 ※5

送付手数料	3,500円

（5）商標の国際登録出願関係手数料 ※5

国際登録出願（MM2 書面による出願の場合）	9,000円
国際登録出願 （令和６年１月１日以降の、Madrid e-Filing による出願の場合）	9,000円に相当する額 ※6 （令和7年4月１日現在、54スイスフランが相当）
事後指定	4,200円
国際登録の存続期間の更新申請	4,200円
国際登録の名義人の変更の記録の請求	4,200円

※5 PCT、意匠、商標の国際出願については、国際出願関係手数料（上記の（3）から（5））以外にも支払うべき手数料があります（※7）。
※6 9000 円に相当する額をスイスフラン（※7）で WIPO に納付する必要があります。
※7 各種料金の詳細や最新の納付額については、特許庁 HP（※ 1）をご確認ください。